

熊本市止水板等設置補助金交付要綱

制定 令和8年1月15日 市長決裁
改正 令和8年4月1日 河川課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、総合的な浸水対策の一環として、浸水被害の防止又は軽減を図るため、住宅、事業所等の建物又は土地（これらに附属する駐車場等を含む。以下「建物等」という。）に止水板等の設置及びその設置に伴う関連工事（以下、「止水板等設置」という。）を行おうとする者に対し、熊本市止水板等設置補助金（以下、「補助金」という）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 熊本市内の住宅、事業所で過去に浸水被害が発生した地域、またはハザードマップや内水浸水想定区域図等で浸水の恐れがある建物等の所有者、又は所有者の同意を得たものであること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないものであること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う止水板等設置であって、建物等の出入口等に設置し、浸水に耐える材質で取り外し又は移動が可能なもの（市販されている既製品に限る。）であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する次に掲げるものとする。

- (1) 材料費（購入費）
- (2) 内外壁の止水工事
- (3) 土間コンクリート等打設工事
- (4) 消費税
- (5) その他これらに準じる経費であって市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において止水板等設置に要した費用の2分の1とし、50万円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

(交付の制限)

第6条 この要綱に基づく補助金の交付は、1回を限度とする。

(交付の申込み)

第7条 補助金の交付の申込みをしようとするもの（以下「申込者」という。）は、補助事業の着手前に熊本市止水板等設置補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税滞納有無調査承諾書
- (2) 購入又は設置工事の見積書の写し
- (3) 申込者が任意団体の場合は、団体の規約、会則その他団体の概要を確認することができる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 前条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本市止水板等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定は、交付申込みを先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込みのうち、交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選

により交付決定をするものとする。

- 3 第1項の規定による審査のために必要があると認められる場合は、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。
- 4 第1項の規定による審査又は第2項の規定による抽選により、補助金の交付をしないことを決定したときは、熊本市止水板等設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、止水板等の設置場所の変更をしようとするときで、補助金の額に変更のないものを除く。（申請した土地と同一の敷地内に限る。）
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付申込みを取下げようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、市長に対し完了の届けを行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに、所定の請求書により行うこと。
- (7) 止水板は、補助金の交付があった年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は使用すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 補助事業の完了後において、市長が止水板等の使用状況等に関する調査をする場合は、その求めに応じてこれに協力すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。
- (11) 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合、その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあること。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求する。
- (12) 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあること。
- (13) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあること。

（補助事業の変更）

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、熊本市止水板等設置補助金交付変更承認申入書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するとともに、その承認を受けなければならないものとする。ただし、前条第1号に規定する軽微な変更を除くものとする。

- (1) 変更後の計画平面図
- (2) 変更後の見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による変更の申入れがあった場合は、その内容を審査し、これを承認するものとしたときは、熊本市止水板等設置補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、承認にあたり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付すものとする。

（補助金の交付申込みの取下げ）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の申込みを取り下げようとする場合は、あらかじめ、熊本市止水板等設置補助金交付申込取下届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による取下げの届け出があった場合は、熊本市止水板等設置補助金交付申込取下確認通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（完了の届け）

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業（補助事業の変更の承認を受けた場合は、その交

付変更承認を受けた補助事業)が完了したときは、熊本市止水板等設置完了届(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置写真
- (2) 設置工事を行った業者の領収書又は請求書等の写し又は購入した場合の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 前条の規定により完了届等が提出された場合は、その内容を審査し、当該補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、熊本市止水板等設置補助金交付確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の規定による交付確定通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、熊本市止水板等設置補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求に関し、補助金の受領を第三者の代理人とすることができるものとする。この場合は、委任状(様式第11号)を添付しなければならない。
- 3 第1項の請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

(止水板等の保全)

第15条 前条により補助金の交付を受けたものは、交付の条件に従い、維持及び保全に努めなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができるものとする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるときは、この限りではないものとする。

- (1) 第9条に規定する交付の条件に違反した場合
- (2) 第10条第2項に規定する承認の事項及び条件に違反した場合
- (3) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(雑則)

第17条 補助金の交付は、予算の範囲以内で行うものとする。

- 2 熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)第11条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しないものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月22日から施行する。
(熊本市止水板等設置補助金交付要綱の廃止)
- 2 熊本市止水板等設置補助交付要綱(令和8年1月15日市長決裁)は廃止する。
- 3 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

様式第1号（第7条関係）

熊本市止水板等設置補助金交付申込書

_____年 ____月 ____日

熊本市長（宛）

（〒 _____ - _____）

申込者 住 所 _____
フリ ガナ
氏 名 _____

電話番号（ _____ ） _____ - _____

※法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

熊本市止水板等設置補助金につき下記のとおり申し込みます。

記

1 設置場所（住所又は地番）熊本市 _____

2 設置場所の建物等所有者 申込者と同じ 申込者と異なる

3 建物等所有者の同意 1に記載の、私所有の土地への止水板等設置について同意します。

※申込者と同じ場合は記載不要 住 所 _____

氏 名 _____

※所有者が分かるものを添付

4 止水板等の種類・寸法・台数・金額

持ち運びタイプ・寸法 幅 _____ × 高さ _____ ・台数 _____ 台

購入金額 _____ 円

建具タイプ _____ ・寸法 幅 _____ × 高さ _____

工事費 _____ 円

5 補助金交付申込額 _____ 円

※購入金額及び工事費に補助率 50%を乗じた額を記入(上限 50 万円)

6 設置完了予定日 _____年 ____月 ____日

7 施 工 業 者

※設置工事を伴う場合

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号（ _____ ） _____ - _____

※住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

- 8 誓約事項【申込者が個人の場合】 ※法人の場合は別途様式第12号の提出が必要。
私は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

申込者氏名 _____

- *暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
*暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。
ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成24年規則第28号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

9 添付書類

- 市税滞納有無調査承諾書 見積書等の写し
 その他

10 設計計画図

11 付近見取図（郵便局やバス停など付近の目標となるものを記入）

申込者 住所
氏名 様

熊本市長
(河川課扱い)

熊本市止水板等設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申込みのあった補助金について、熊本市止水板等設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 設置場所 熊本市 _____
- 2 補助金額 持ち運びタイプ (寸法 幅 _____ mm × 高さ _____ mm)
購入費 _____ 円 × 0.5 (補助率) = _____ 円
建具タイプ (寸法 幅 _____ mm × 高さ _____ mm)
工事費 _____ 円 × 0.5 (補助率) = _____ 円
計 _____ 円
(※上限 50 万円)
- 3 設置完了予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 施工業者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 (____) _____ - _____

5 交付の条件は、次のとおりとします。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、止水板等の設置場所の変更をしようとするときで、補助金の額に変更のないものを除くこと。(申請した土地と同一の敷地内に限る。)
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助金の交付申込みを取下げようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、完了届けを市長に提出すること。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定通知を受けた日から起算して30日を経

過する日までに、所定の請求書により行うこと。

- (7) 止水板は、補助金の交付があった年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は使用すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 補助事業の完了後において、市長が止水板等の使用状況等に関する調査をする場合は、その求めに応じてこれに協力すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。
- (11) 前各号の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不相当と認めたときは、この決定を取り消し、又は補助金額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求します。
- (12) 本市監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- (13) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長
(河川課扱い)

熊本市止水板等設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申込みのあった補助金について、熊本市止水板等設置補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

受付番号	
------	--

様式第4号（第10条関係）

熊本市止水板等設置補助金交付変更承認申入書

_____年 ____月 ____日

熊本市長（宛）

申 込 者 住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

_____年 ____月 ____日付け河川発第_____号で補助金交付決定通知のあった補助金に係る止水板等設置について、下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更内容

2 補助金交付変更申入額 _____円

3 その他の変更

4 変更理由

申 込 者 住 所
氏 名 様

熊本市長
(河川課扱い)

熊本市止水板等設置補助金交付変更承認通知書

年 月 日付け河川発第 号で交付決定した補助金に関し、
年 月 日付けで提出された変更承認の申入れについて、熊本市止水板等設置
補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 変更内容

2 補助金額 _____円（変更前 _____円）

3 その他の承認事項

4 承認の条件

上記以外の条件は、年 月 日付け河川発第 号に記載のとおりと
します。

受付番号	
------	--

様式第6号（第11条関係）

熊本市止水板等設置補助金交付申込取下届出書

年 月 日

熊本市長（宛）

申 込 者 住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

年 月 日付け河川発第 号で交付決定通知のあった補助金の交付申込みについて、下記のとおり取り下げることとしたので届け出ます。

記

1 取 下 理 由

様式第7号（第11条関係）

河川発第 号
年 月 日

申 込 者 住 所
氏 名 様

熊本市長
(河川課扱い)

熊本市止水板等設置補助金交付申込取下確認通知書

年 月 日に提出のあった熊本市止水板等設置補助金交付申込取下届出書について確認しましたので通知します。

なお、年 月 日付け河川発第 号で送付した熊本市止水板等設置補助金交付決定通知書は失効となりますので併せてお知らせします。

受付番号	
------	--

様式第8号（第12条関係）

熊本市止水板等設置完了届

_____年 ____月 ____日

熊本市長（宛）

（〒_____—_____）

申込者 住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

下記の止水板等設置が完了したので届けます。

記

1 設置場所 熊本市 _____

2 補助対象止水板

持ち運びタイプ・寸法 幅 _____ × 高さ _____ ・台数 _____ 台

建具タイプ・寸法 幅 _____ × 高さ _____

3 完了日 _____年 ____月 ____日

4 施工業者 住 所 _____

受注業者と同一 氏 名 _____

（設置工事を伴う場合）

※住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

5 添付書類

設置写真 領収書又は請求書等の写し

その他

様式第9号（第13条関係）

河川発第 号
年 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長
(河川課扱い)

熊本市止水板等設置補助金交付確定通知書

年 月 日付け河川発第 号で交付決定した補助金について、熊本市
止水板等設置補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり確定します。

記

- 1 交付確定額 持ち運びタイプ・寸法 幅 _____ × 高さ _____ ・台数 _____ 台
購入金額 _____ 円
建具タイプ・寸法 幅 _____ × 高さ _____
工事費 _____ 円
合計 _____ 円

様式第10号（第14条関係）

熊本市止水板等設置補助金交付請求書

_____年 ____月 ____日

熊本市長（宛）

住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名を記入

熊本市止水板等設置補助金につき、下記のとおり請求します。

記

※金額の頭初「¥」の記号を記載して下さい。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額							

(振込先口座)

金融機関名	銀行 農協 金庫	本店 支所 支店 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

【法人用】

役員名簿 兼 誓約書

年 月 日

熊本市長（宛）

〒 ()

住 所 _____

法 人 名 _____

代表者 職・氏名 _____

当団体及び当団体の役員が、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号に規定するものではないことを誓約し、市が必要な場合は、警察機関へ照会することを承諾します。

役職名	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

※代表者も記載してください。 ※欄が足りないときは、用紙を継ぎ足してください。

※この書面の記載に当たっては、対象者全ての同意を得てください。

*暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

*暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成24年規則第28号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの